

# ニューズレター 第104号・2016年7月

日本カナダ学会

発行人：下村雄紀 編集人：福士 純

事務局：〒658-0032 神戸市東灘区向洋町中9-1-6 神戸国際大学経済学部 下村雄紀研究室内  
TEL:080-3868-1941・FAX:03-6368-3646・http://www.jacs.jp・jacskiu@kobe-kiu.ac.jp

(電話等の受付：水・金曜日・午前11時～午後4時)

郵便振替口座 00150-2-151600

## 第41回年次大会（9/10-11 於中央大学後楽園キャンパス）

田中 俊弘

今年度の年次大会は、カナダ連邦制の代表的な研究者であるガス・スティーヴンソン教授（ブロック大学）を基調報告者として招き、都心の中央大学後楽園キャンパスを会場に開催します（大会実行委員長・佐藤信行副会長）。

スティーヴンソン教授は、*Unfulfilled Union: Canadian Federalism and National Unity* が代表作の、連邦制度を専門とする研究者です。来日は、1976年に立ち寄って以来2度目のこと。個人的には、カナダとアメリカの比較研究である *Building Nations from Diversity: Canadian and American Experience Compared* を興味深く拝読しました。ネット誌 *InRoads* など、さまざまな媒体で、現代政治に関する論考を発表し続けています。専門領域に限らず、カナダ政治について、幅広い知識と関心をお持ちの研究者です。

実は、スティーヴンソン教授には、今回少し無理をお願いしました。昨年発足したジャスティン・トルドー政権の行方をどう予測するのか、カナダ政治の現状をどう分析すべきかという興味深いテーマを、基調報告者としてお話しいただいた上で、シンポジウムには、討論者ではなく報告者として参加して、別のペーパーを読んでもいただけるのは、大変贅沢な機会です。ご本人に確認していませんが、政治的にはおそらくNDPに近い（かつて、アルバータ州議会選挙にNDP候補として出馬経験があるのをホームページで発見しました）教授が、昨年の選挙やトルドー政権をどのように評価するのも楽しみですし、クラリティ法案に関する論考がある鈴木健司会員や、行政学的視点、そして日本との比較の視点からカナダ連邦制を論じる城戸英樹会員と共に、専門中の専門の分野で連邦制を論じていただくのを、一参加者として、心から楽しみにしています。

ちょうどプログラム・要旨集の編集作業を終えて、JACSサイトにアップしたばかりですが、他にも興味深いテーマの報告が揃っています。2つの自由論題にも、移民政策、先住民、女性政策、法律、Collective Kitchen と、興味深い発表テーマが並びます。関西学院大学客員教授として夏から着任されるリトリコ氏のテーマを、どういう日本語に訳せばよいかわからないのですが、日本でも最近増えている「子  
(次ページに続く)

JACS Newsletter No.104 (July 2016) // 本号の内容：第41回年次大会（9/10-11 於中央大学後楽園キャンパス）（田中俊弘）●カナダ研究紹介：比較憲法としてのカナダ憲法（高木康一）/ 我が国の2016年参議院通常選挙とカナダの1993年下院総選挙（広瀬義朗）●リレー連載：なぜカナダ研究をしているのか（第8回）「私のカナダ文学研究」（堤稔子）●第41回年次研究大会へのお誘い（佐藤信行）●事務局より（第41回年次研究大会のお知らせ、「トラベル・グラント」募集について、『カナダ研究年報』第37号（2017年9月発行予定）の公募要項、会費納入について（お願い））●編集後記

供食堂」も、そうした運動の一環とみなせるはず  
です。政治思想セッションでは、P・E・トルドーと  
チャールズ・テイラーの政治哲学比較、そして多  
文化主義とフェミニズムというテーマの報告が、文  
学セッションでは、故・藤本陽子会員の業績を振  
り返る報告が予定されています。

まさに盛りだくさん。詳細はJACSホームページ  
に掲載されている要旨集をご覧ください。多くの会  
員のご参加をお待ちしています。

(大会企画委員長 麗澤大学)

\* \* \*

## ＜カナダ研究紹介＞

### 比較憲法としてのカナダ憲法

高木 康一

法学を研究しようとする者は、ほぼ例外なく外国法  
の研究からスタートする。意外に思われるかもしれ  
ないが、例えば「日本法制史」のような領域でも同  
様である。周知のように日本の憲法は大日本国帝  
国憲法制定過程以来、外国憲法学の強い影響を  
受けてきている。本エッセイでは、日本の憲法学に  
おいて比較憲法のもつ意味と方法をふまえながら、  
筆者の経験に基づいてカナダ憲法を研究する意義  
と苦しみ(?)を論じた。

#### なぜ比較憲法か?

比較憲法に確たる方法があるわけではない  
が、比較対象国の憲法学と自国の間の類似  
点や相違点を認識し、その背景を探ることを  
通じて、普遍的な要素があるかを探ることは  
およそ共通していると思われる。諸外国の憲  
法学の理論的議論の蓄積は、日本における  
議論に示唆を与えてくれることがあり、この点  
にこそ比較憲法の意味がある。外国の法的  
解釈(学説)や具体的事例の解決(裁判例)  
はもちろん、そのまま日本に直接あてはめる  
ことはできないため、その背景を踏まえた上  
での検討が必要となる。

その際に、カナダ憲法の条文や判決文を日  
本のそれらと見比べてカナダの仕方を導入し  
ましようと言っても何らの意味もない。カナダ

は多文化主義を導入し、憲法にも書き込んで、  
そこそこうまくいっているのは素晴らしいことな  
ので、日本も真似をしましょうなどと言うカナダ研  
究者が皆無(なはず)であるのと同様である。

カナダの憲法学説や裁判例が何ゆえそのよ  
うな帰結に至ったのかその社会的・政治的・歴  
史的背景を探らなければならない。カナダと日  
本の共通性をあらかじめ念頭においても、その  
運用に全く異なる点が見られることもある。例え  
ばカナダの連邦政治においては議院内閣制をとり、  
強い首相を有し、政党の構成や数の上では  
日本と比較的同様であるが、選挙の仕組みや地  
域的独自性が議席に反映されている点では大き  
く異なる。議院内閣制における強い首相という点  
がカナダと日本で同じでも、(これは仮定の話だ  
が)連邦と州の政府間関係がカナダでそれをも  
たらしめているのだとの結論に至った場合、強い首  
相の類似性だけを論じてもさほど日本における  
比較法的視座を提供することはない。

#### なぜカナダか?

日本においては、アメリカを比較法とする憲法学  
者の数が突出して多く、次いでドイツそれにフランス、  
イギリスが並んで続くと思われる。G5国を比較憲法  
の対象国とすることに、通常ほとんど説明を求められ  
ることはない。ところが、それ以外の国を扱うマイリ  
ティは常になぜその国か、と周囲から問われ続  
けている圧力を感じていると思われる。ドイツに  
関する議論を行う際には直截に始めても、カナ  
ダの時には、なぜカナダか言い訳みだexcuse  
を書いてしまうのである。もっと言えば、大  
学院に入った際に、比較国を選択するときに、  
カナダということになれば、それはなぜか  
の説明を、つまりG5から外れたのはなぜか  
暗示的に求められる。カナダ憲法研究者には  
筆者も含めてそれぞれの理由があるが、ド  
イツ語は苦手、フランス語は読めない、  
アメリカ、イギリスはライバルが多くて  
研究者として生き残れないなどと言う理  
由が通用しないのはもちろんである。

#### 外国法研究としてのカナダ憲法

比較憲法としてのカナダ憲法研究に関して論じてきたが、もう一つ、純粋な外国法研究としての側面、つまり外国法の紹介としてのカナダ憲法学がある。近年では少なくなったが、「ドイツ法」、「イギリス法」、「アメリカ法」といった外国法それ自体を研究する領域である。しかしここでもまた、G5国以外をテーマとすることは難しい。そもそも、そのような研究を行う者が職を得ること自体が困難であるという事情があるが、もう一つ、カナダの憲法を紹介してはたして読み手がいるものだろうかとの疑問がある。ビジネスに関わる法制度を紹介するのであればまだしも、ましてや憲法である。そのような不安を持ちながらも筆者は、外国法の紹介としてのカナダ憲法学や行政法に関する論文を書いたり、学会で報告してきた。

そんな折、筆者の同僚の古地順一郎会員（北海道教育大学）から彼のカナダでの専門調査員としての実務経験上、外務省職員は我々が想像する以上にカナダを取り扱った法学・政治学の文献を読み、情報を得ていると教えられた。カナダの司法審査や連邦制に関する議論の読み手がこうしたところにもいることを知り、外国法研究としてのカナダ憲法研究への取り組みを鼓舞された。

外国法研究としてのカナダ憲法学の意義はそれだけではないと筆者は考えている。たとえ外国法としてのカナダ憲法学の議論に日本語論文で加わったとしても、それが比較憲法に通じるところがあるはずだからである。カナダの憲法に関する議論を行っていくうちに、日本の社会・政治的状況次第ではそれが有益な視座を提供することがあると信じている。

そして現在、新聞では2016年7月の参院選の結果を受けて、「改憲勢力3分の2へ」との大見出しが出されている。カナダ憲法の改憲の難しさは、日本並みかそれ以上である。時代状況により既存の憲法解釈で対応できない事態が生じた際に、どのような主体がいかなる対処法をとってきたかの、そしてそれに対していかなる批判がもたらされたか、憲法改正の困難さは憲法解釈の余地を拡大させるのかを知ることで、「解釈」と「改憲」の間にある懸隔をとらえる契機を得ることができると思われる。

筆者は、比較憲法、カナダ憲法学の出番だと考えている。（北海道教育大学）

\*

## 我が国の2016年参議院通常選挙とカナダの1993年下院総選挙

広瀬 義朗

現在第24回参議院議員通常選挙が告示され、選挙戦が後半に入ったところである。本稿では、1993年カナダ下院総選挙を振り返りながら我が国参議院選挙の争点および結果等々を考察する。

安倍首相は、衆議院議員総選挙の際公言した消費税率2%の引上げを先送りにした。「アベノミクスの失敗」でなく、「世界経済の失速」が先送りの理由であるという。そもそも、アベノミクスとは何かをまずここで論点整理したい。

アベノミクスとは、第二次安倍政権の経済政策である。これは、金融政策、財政政策、成長戦略の3本の柱としたものである。民主党政権時には、円高及び株価の低迷に悩まされた。2012年末の衆議院選挙で政権交代を果たした安倍政権は、第一の矢すなわち金融政策によって円安及び株価の上昇を誘導しようとしたのである。安倍政権による大胆な金融緩和に対する期待感から市場は好意的に反応し、政権交代後、株価の上昇をもたらした。また日本銀行による大量の紙幣発行は、円安を誘導した。目下の選挙戦では、安倍政権としてはアベノミクスの金融政策が功を奏し、現在の株高及び円安を招いたと強調する。

ここで、筆者が第一の矢を評価する。確かに安倍政権となり株価が上昇したことは事実である。しかし、これはあくまで安倍政権に対する「期待値」に過ぎない。この株価上昇は、实体经济の回復を伴っていないことを指摘しておく。また円安に対しても既に野田政権で円安傾向が徐々にみられ、円安は安倍政権による金融政策の成果と言えない面がある。金融緩和は米中で行われており、政策としては間違いでない。問題なのは、いつまで金融緩和を続けるかどうかである。

次に、安倍政権の第二の矢の財政政策で

ある。上の金融緩和では、成果はどうあれ株価の上昇と円安傾向をもたらしたため、見方によっては一定の評価を下すこともできよう。しかし、財政政策の場合はそうでない。アベノミクスの財政政策は、これまでの自由民主党政権が行ってきた、従前の公共事業の拡大に他ならない。要するに、新たな政策を実施した訳ではないのである。例えば、安倍政権時の北陸及び北海道新幹線の相次ぐ開業である。前者の乗車率は上々で、出だし好調のようである。外国人旅行者も多く、北陸新幹線の開業は今のところ順調のように思われる。しかし、我が国のように自然災害の多い国では、災害がいったん起こると旅行者は激減してしまう。東日本大震災を振り返れば分かるように、外国人旅行者だけでなく留学生までもが足早に我が国を去ったのではないか。また後者に関しては、開業から乗車率は低いままで、費用対効果には当初から疑問が残る。

ここで、第二の矢を評価すると、上の例のように安倍政権の行った大規模な公共事業が景気回復に繋がると限らないのである。大規模な公共事業が有効に景気回復に結びついたのは、せいぜい1970年代のオイルショック前後までである。公共事業による景気浮揚策は、先進諸国の中ではほとんどみられず、既に時代遅れなのである。例えば、かつて十分な収益の見通しのないまま全国に無造作に空港を建設し、JALを破綻に追い込んだのは自民党の公共事業政策に他ならない。安倍政権となり、少なくとも民主党政権に比べ公共事業は拡大しているのであるから、本来ならば景気は回復していいはずである。しかし、なぜ景気は回復しないのであろうか。またアベノミクスによるデフレ脱却の後、消費税率2%を引き上げることは先の衆議院選挙での公約ではなかったのか。わずか2%の消費税率が、世界経済にどれだけ悪影響を及ぼすのか。我が国は大幅な財政赤字を抱える中、2%の消費税率引上げの延期は、疑問

でならない。税率引上げの延期は、世界経済の失速のせいではなく、安倍首相の財政政策が十分でないためである。これは、安倍政権の財政政策の失策と言えよう。

さらに、第三の矢の成長戦略である。この成長戦略に関しても内容の相違はあれ安倍政権に限ったことでない。バブル経済崩壊後、これまで政権が代わる毎に成長戦略は練られてきた。しかし、満身に経済成長に結びついた例は少なく、これが失われた10年もしくは20年と言われた所以である。先日行われた伊勢・志摩サミットでは、我が国は未だにG7中最低の経済成長率なのである。

ここで、安倍政権の第三の矢を評価する。女性の積極的な活用により、高い経済成長率を掲げているものの、今のところ一向に経済成長に繋がる見込みはほとんどない。それに加え、保育園の拡充及び待機児童の解消など、これまで女性の積極的な活用で経済成長に繋がる施策は十分とは言えないのである。バブル崩壊後、歴代の自民政権と同じように掲げた成長戦略は、かけ声倒れに終わる可能性が極めて高い。

2016年7月10日の選挙速報を受けて、今回の参議院選挙の結果を示すと、筆者の予想どおりか予想を上回るほど与党が圧勝した。投票率は、54.70%と戦後4番目に低い数値であった。今回投票率が低いながらも、与党が勝利したということは国民からの信任を受けたことになる。しかし選挙戦を振り返ると、与野党ともに相変わらず都合のよい議論ばかりで、本来論議しなければならないはずの大きな難題を残したままであった。

例えば、我が国は高齢大国、借金大国に陥っており、加えて災害大国でもある。少子化にも歯止めはかかっている。また原発等のエネルギーの問題はどうなったのであろうか。政治が、このような負の側面に目を背けていては、何も変わらないのである。高齢化が世界最速で進展し、社会保障費は毎年約

1兆円を超える。国と地方を合わせた長期債務残高はすでに1,000兆円を超えており、その対GDP比は2倍を超え先進国中最悪の状態にある。また2011年には東日本大震災を経験し、それ以降広島、栃木、茨城、熊本等々と毎年のように各地で災害に見舞われている。このように確実に支出が拡大する中で、選挙で収入に対する議論が十分行われていないのは問題である。ここで1993年のカナダ下院総選挙戦の議論を紹介しよう。

1990年代初頭のカナダ財政は、不況に加え財政赤字による金利の上昇、高金利の下での公債利払い費の増大等々、決して望ましい状況ではなかった。そこで1984年下院総選挙では、アメリカとのFTA（自由貿易協定）締結を選挙公約とし、政権を奪取したマルルーニ政権はFTAを加速させた。1988年に双方の国で合意し、FTAの締結は税収増に繋がるものと期待されたが、思うように税収増に結びつかなかったことを指摘しておこう。

また公約の所得税減税を1988年に先行したものの、課税ベースの狭さ等、不公平税制の理由から製造業者売上税（MST）を1991年に（財・サービス税）GSTに改めることになる。もちろんこれは、不公平税制を是正し財のみならずサービスに課税することにより税収増を見込んだためである。税率7%のGSTの導入は国民の中でかなりの不評であり、マルルーニは辞任しキャンベルに後任を託した。キャンベルはすぐさま下院を解散し、選挙を選択した。GSTの導入は国民にとってかなりの不満であり、マルルーニ・キャンベルと続いた進歩保守党政権は1993年選挙で壊滅的な大敗を喫すことになったのである。

1993年選挙で勝利し、政権を担当した自由党は、財政赤字の現状を真摯に訴え、国民はその深刻さを理解し痛みを耐えていく。社会保障費等の大幅な歳出削減と税制改正による税収増、加えて景気の回復によって財政収支を改善し、自由党は持続的な経済成長を達成して財政を再建するのである。2006年に再び与党に返り咲いた保守党は、好調な経済を反映し、ハーパー政権時には公共サービスの低下を伴わずに消費税

率を7%から5%へ引き下げたのである。

保守党は、先に述べたように1993年下院総選挙で惨敗し野党へ転落したものの、不況の中GSTの導入の英断は財政を再建する上で決して間違った政策でなかったのである。

民主党・自民党・公明党の3党合意による、我が国の社会保障と税に対する一体改革は、超少子高齢社会に対応した社会保障安定財源のために評価できる内容であった。しかし冒頭で述べたように、安倍首相は今回の伊勢・志摩サミットで消費税率2%の引上げ延期を表明し、3党合意を反故にした。アベノミクスで20年前後デフレーションに伸び悩んだ我が国の経済を立て直し、「消費税率を10%に引き上げる」はずではなかったのか。今回の選挙戦では、当時合意したはずの野党民進党（旧民主党）までもが早々と税率引上げの延期を主張している。

どうやら今回の参議院選挙で明らかになったのは、多少根拠はあるかもしれないが、まったくといっていいほど政治家の裏付けのない言動である。特に安倍首相の経済関連の言動は、不確定要素を多分に含んでおり、今後達成できたかどうかを注視しなければならない。

今回の選挙で国民から信任されたからには、安倍首相には頑張ってもらいたいものである。しかし、筆者の見解では今後「アベノミクス」を引き続き実行したとしても、デフレ脱却、実質GDP600兆円、実質経済成長率2%の達成は極めて困難といわざるを得ない。なぜならば、「アベノミクス」は金融政策を除けば旧来の自民党政権の「土建国家」政策と何ら変わらないからである。アベノミクスが不発だったとしても、少なくともまったく変わらないのは、我が国の高齢大国、借金大国、災害大国という事実である。高齢者に対する社会保障費の累増、債務残高の累積、災害費用の発生により負担だけは、確実に増える。これらを「負担の3重苦」とでも言っておこう。

先に挙げたカナダの政治のように、都合のいい議論ばかりでなく国民に痛みを伝えそれを伴わなければ、経済成長などはまず見込めないのである。カナダでは、増税よりも歳出削減に

力点を置いて財政収支を改善し、持続性のある経済成長を達成したのである。我が国の政治家のように厳しい現状から目を背け、国民に対して「都合のいい議論」だけを並べているようでは、財政再建、経済成長、デフレ脱却などどうい達成不可能なのである。

今回の選挙から18歳、19歳にも選挙権が与えられたが、「負担の3重苦」を背負われるのは彼ら若者世代である。消費増税が先送りされたと言うことは、負担が次世代に転嫁されたことに他ならない。次世代に過重な負担を強いるのが賢明かどうか、良識ある有権者は自覚すべきである。3年後の参議院選挙では、成長の果実でなく確実に負担の押しつけか、従前どおりの負担の先延ばしが行われるはずである。有権者は、「経済成長」という名の甘い言葉に唆されてはならない。上で述べた土建大国を加えれば、若者は「負担の4重苦」を背負うことになりかねないのである。

安倍政権は、3本の矢の公約を実現するまでもなく、新たな3本の矢を表明した。目先だけを変え、自らの公約を十分に達成できない安倍政権に過剰な期待を寄せるのは筋違いと言えよう。しかし達成困難な成長を重視し、負担を先送りにした安倍政権を選択したのは、国民である。成長できずに終わった場合の負担を誰が背負うのか、国民は十分認識しなければならない。

(東京都立産業技術高等専門学校)

\* \* \*

<リレー連載>

なぜカナダ研究をしているのか(第8回)

「私のカナダ文学研究」

堤 稔子

カナダ研究との出会いはまさに偶然の成り行きであった。アメリカ(合衆国)の大学院でアメリカ史を専攻し、第二専攻(minor)に英米文学を選んでいて私は、帰国後、大学の英米文学科で教鞭をとり、卒論指導もしていた。1977年新学期、1人の学生がLouisa May Alcott著*Little Women*とL. M. Montgomery著*Anne of Green Gables*の比較をテーマに選んだが、こ

れがその後の私の研究課題に大きな変化をもたらすことになるとは知る由もなかった。前者『若草物語』については問題ないが、カナダの作品である後者『赤毛のアン』の背景についてはまったく知識がない。たまたま手元にあったK. マクノート著『カナダの歴史』の監訳者、馬場伸也先生(故人、JACS初代会長)を探し当て、カナダ文学に造詣の深い方をご存じないか伺ったところ、東京大学の平野敬一先生(故人、JACS二代目会長)を快くご紹介くださった。ただしそれと引き換えに、カナダ研究会(後のJACS日本カナダ学会)への入会を勧められたのである。

実を言うと、カナダとまったく関係がなかったわけではない。母方の祖母は山梨英和女学院の出身で、在学中カナダ人宣教師に可愛がられ、養女にしてカナダに連れて行きたいとまで言われていたそう。私自身、学生時代、近所にバイブルクラスを開いていたカナダ人宣教師と親しく交わった。さらに1970年代前半、夫の仕事関係でたまたま知り合った在日カナダ大使館の科学技術担当官Richard Bower氏とは爾来、家族ぐるみの交流が続いている。上記マクノートの著作も、その関係で大使館から寄贈されたものだった。Bower夫人はアメリカの名門女子大学英文学科出身でカナダ文学にも興味を持ち、その後私がカナダ研究を始めると、日本で入手困難な原書を送ってくださるなど、大変お世話になっている。こうした背景を考え合わせると、私とカナダ研究との間には何か運命的なつながりがあったようにも思えてならない。

学会入会を決めて研究会に出席し、1979年、八王子の大学セミナーハウスで開催された日加学術会議で招待作家Jack Hodgins氏の講演「カナダ文学の現状」を聞き、その後国際文化会館での同氏を囲む談話会で平野先生や浅井晃先生を交えた熱気あふれる話し合いに大いに刺激された。従来米国の周縁の存在として見ていたカナダを主体として見直すと、新たな視野が開けてくる。カナダ大使館

の、当時プレハブの中にあったライブラリーにしげしげと通い、ナショナル・アイデンティティ、カナダ的想像力といった、本国で注目を集めていたテーマに関する図書をむさぼり読んだ。カナダ文学の自立を求める当時の文献から連想したのは、以前留学中に学んだ19世紀前半のアメリカの状況。ハーバード大学での講演“The American Scholar”の中で「われらの依存の時代、他国の学問への長い徒弟時代は終わるのだ・・・」と述べて自国文化の自立を促し、「アメリカン・ルネサンス」の黎明を記したR. W. Emersonの言葉と重なる意気込みを感じたのである。Margaret Atwoodの評論*Survival* (1972) や、エッセイ集*Second Words* (1982) に収められた“Nationalism, Limbo and the Canadian Club”、“Canadian-American Relations: Surviving the Eighties”などが、特に印象に残っている。

1982年、学際的なJACSと別個にカナダ文学研究会（その後日本カナダ文学会と改名）が創設された。初代会長の平野敬一先生はアメリカ生まれのカナダ育ち、旧制中学以降日本で教育を受け、1960年代にはオタワのカールトン大学でカナダの学生にカナダ文学を教えている。その後二代目会長となる浅井晃先生は、モントリオール在住の親戚とのつながりもあって早くからカナダ文学に関心を持ち、研究に着手していた。他に平野先生同様カナダ育ちの渡辺昇先生（故人）もカナダ文学研究の先駆者で、多くの業績を残している。

こうした先輩方から刺激を受けつつ、私も微力ながら本業の傍ら、上記Hodgins氏が当時ノーベル文学賞の有力候補の一人に挙げたMargaret Laurence、そして1981年*Obasan*の出版で一躍脚光を浴びたJoy Kogawaほか日系カナダ人の文学に照準を合わせて研究を始めた。

1986年マニトバ州Brandonで開かれたMargaret Laurence学会に浅井先生と一緒に出席し、NeepawaにLaurenceの生家を訪ねた。オンタリオ州Peterborough郊外にLaurenceご本人を訪ねようとの計画は残念ながら翌1987年1月、彼

女の死により実現しなかったが、1994年オタワ大学でのLaurence学会には文学会の水之江郁子先生、久野幸子先生と共に参加している。また1993年オーストリアのグラーツで“Nationalism vs. Internationalism”をテーマに開かれた欧州コモンウェルス文学・言語学会(EACLALS)の大会には藤本陽子会員（故人、“Multiculturalism and Ethnic Writing in English Canada”を発表）と共に出席し、“Regionalism, Nationalism, and Internationalism in Margaret Laurence”について発表した。日系作家については、*Obasan*出版の翌年トロントにJoy Kogawaを初めて訪ねたほか、1964年宮中歌会始に入選した日系カナダ人の歌人中野雨情（故人）、日系詩人の草分けRoy Kiyooka（故人）や、Gerry Shikatani、Roy Miki、Hiromi Goto等にも会っている。

1995年、それまで学内紀要や学会の出版物に寄稿した小論集『カナダの文学と社会——その風土と文化の研究』を出した。地域研究的関心から出発したもので、理論に基づいた本格的文学研究ではない。カナダ文学の諸相を日本の読者に紹介する啓蒙的な内容である。平野先生は会の発足当時、「素人でも気楽に参加できる同好会的なもの」を目指されたが、1993年、文学会の紀要『カナダ文学研究』第4号の「巻頭偶感」には次のように述べている。「われわれの研究成果が、英米文学の他の分野の仲間、あるいは本国のカナダ人研究者にどんどん採り上げられ、引用されるようになって初めて日本のカナダ文学研究が認知に近づいたと言えるのではなからうか……。啓蒙や普及よりも、研究機関としての水準向上——これを本学会の次の10年間の目標にしたい。」この目標に到達するのは、容易ではない。上記藤本陽子氏は、その目標に最も近い研究者であった。1980年代半ばにカナダ政府の奨学生としてトロント大学大学院に学び、ポストコロニアリズム批評の立場から文学会に新風を吹き込んだ彼女は、未来

を託す私たちの期待の星だった。2013年、52歳の若さで早逝しているのは、文学会にとっても大きな損失である。

2012年、創立30周年を迎えた文学会は、記念プロジェクトとして*The Cambridge History of Canadian Literature* (2009)の邦訳『ケンブリッジ版カナダ文学史』を共同で進め、彩流社から近日中に出版の運びとなった。原書全800ページ、学術的水準の高い本格的な文学史である。これにより、日本におけるカナダ文学研究がさらに充実したものになるように願っている。

(桜美林大学名誉教授)

\* \* \*

((事務局より))

#### ◆第41回年次研究大会のお知らせ

2016年9月10日(土)・11日(日)、中央大学にて第41回年次研究大会が開催されます。学会HP内(以下のURL)よりプログラム・報告要旨集がダウンロード可能となっております。

#### 第41回年次研究大会プログラム・報告要旨集

<http://jacs.jp/research/07/15/1965/>

#### ◆「トラベル・グラント」募集について

2016年度(2016年4月1日～2017年3月31日)までの間に、カナダおよびカナダ以外の国(日本を除く)で開催される国際会議などでカナダ研究について報告をする本学会会員に旅費一部補助の制度です。本学会会員によるカナダ研究の成果を広く海外に発信し、研究の交流や国際化を図るのが目的です。ただし、トラベル・グラントは旅費の一部を補助するのが趣旨ですので、旅費のすべてをカバーするものではありません。募集要項は次のとおりです。(1)支給人数と支給金額:1名につき5万円・最大2名。(2)支給対象者:募時点において日本カナダ学会会員であること。原則として、専任の勤務先を持たない会員。専任の勤務先を持つ会員でも応募出来ますが、優先度は低くなります。(3)応募締切日:2016年4月末および同年8月末(年2回)。

(4) 応募書類: ①本学会所定の応募用紙(日本カナダ学会のホームページに掲載)、②国際会議。などでの報告が正式に受け入れられたという文書(メールも可)、③出張に関する費用(航空運賃、滞在費、参加登録料など)の見積書。(5) 審査方法: 日本カナダ学会役員会における審査機関(対外交流・共同研究委員会)により事前審査を行い、それぞれ5月および9月の役員会にて最終決定します。(6) 出張後の義務: ①帰国後2週間以内に報告した論文を、郵送にて学会事務局に提出すること。②出張に関わる費用の報告書(学会ホームページ掲載の所定の書式)。(7) その他の事項: ①当該年度内でトラベル・グラントの予算額(10万円)が満額執行されなかった場合でも、原則として、残額を次年度への繰越は行いません。②出張期間は当該年度内に終了しなければなりません。③このグラントを支給された会員は、原則として再度応募することはできません。④書類送付先・問い合わせ先: 〒658-0032 兵庫県神戸市東灘区向洋町中9-1-6 神戸国際大学経済学部下村雄紀研究室 日本カナダ学会事務局。

#### ◆『カナダ研究年報』第37号(2017年9月発行予定)の公募要項

(1) 未発表の完全原稿のみ(採否の決定はレフリー制による)。(2) 原稿の種類: 「論文」(和文400字×50枚相当以内; 英仏文A4判ダブルスペース25枚以内); 「研究ノート」(和文400字×20枚相当以内; 英仏文A4判ダブルスペース10枚以内); いずれも横書き、註・図版等含む。(3) 締切: 2017年1月末日【※第32号より、応募締切日が年2回から年1回に変更されました】。(4) 執筆要項請求先・原稿送付先: 〒305-8550 茨城県つくば市春日1-2 筑波大学図書館情報メディア系 溝上智恵子(80円切手貼付・あて先明記の返信用定型封筒を同封のこと)。



## 第 41 回年次研究大会への誘い

JACS 第 41 回年次研究大会は、2016 年 9 月 10 日（土）11 日（日）の両日、中央大学後樂園キャンパス（東京都文京区春日 1-13-27。東京メトロ丸ノ内線・南北線「後樂園」または、都営地下鉄大江戸線・三田線「春日」から徒歩約 5 分。JR「水道橋」から徒歩 12 分）で開催いたします。中央大学での開催は、2003 年以來 13 年ぶりであり、関係者一同、皆さまの参加をお待ちしております。

さて、昨年の年次研究大会後に行われたカナダ総選挙と政権交代は、日本でも大きなインパクトをもって受け止められましたが、今回の大会は、その後はじめて会員が一堂に会する機会となります。そこで今回は、企画委員会（田中俊弘委員長（麗澤大学））のコーディネートの下、ブロック大学のガス・スティーブソン教授をお迎えして、「カナダ政治の現状とトルドー新政権」と題する基調報告をいただくことになりました（10 日）。スティーブソン教授は、版を重ねる著書 *Unfulfilled Union: Canadian Federalism and National Unity* (5th edition, McGill-Queens University Press, 2009) で著名なカナダ及び比較政治学者ですが、今回は、まさにそのサブタイトルと同じく「カナダ連邦制とナショナルユニティ」と題するシンポジウム（11 日）でも、報告をいただきます。

来年の連邦結成 150 周年を先取りするこのシンポジウムでは、同教授報告のほか、2本の報告と討論者を得て、多様な角度からカナダ連邦制の歴史と今を検討することが予定されています。

セッションでは、両日朝の「自由論題」に加え、「カナダの政治思想」（10 日午後）と「日本のカナダ文学研究」（11 日午前）がそれぞれ予定されており、2日間で延べ 13 本の報告からなる、文字どおり地域・学際研究学会に相応しい内容となっています。

ところで、現在 JACS では、一時に比して低下している若手会員数の増加が重要な課題となっています。確かに、大学院生等の若手にとって、学際学会はやや敷居が高く、また縁遠いものかも知れませんが、他方では、カナダという国・地域が、いかに魅力的な比較対象あるいは参照モデルであるかが十分に発信されてないことも、若手会員比率低下の原因かも知れません。そこで、カナダ関係講座をお持ちの先生方には、本年度大会を教育プログラムの一部として活用することもお考えいただければ幸いです。開催校・実行委員会としても、できる限りのご協力を申し上げますので、是非、ご相談ください。

9 月、中央大学後樂園キャンパスでお待ちしています。

大会実行委員長 佐藤 信行（中央大学）

### ◆会費納入について（お願い）

現在会費の納入を受け付けております。前年度までの会費を未納の方は、直ちに納入下さい。過去 3 年分（当該年度を含まず）の会費が未納の場合、学会からの発送物停止等をもって会員サービス資格を失うこととなりますのでご注意ください。一般会員：7,000 円・学生会員：3,000 円（学生会員は、当該年度の学生証のコピーを提出のこと）。郵便振替口座：00150-2-151600。加入者名：日本カナダ学会。来年度以

降、自動振替に移行希望の方は事務局までご連絡ください。必要書類をお送りします（自動振替による口座引落は 7 月です）。ご協力願います。なお、4 月以降に会員区分の変更のある場合は直ちに事務局までお知らせ下さい。

\* \* \*

★編集後記・・・第 93 号からニューズレターの編集に携わってまいりましたが、本号から編集長として引き続きニューズレターの編集、刊行を行っていきたく思います。次号以降、編集委員をもう一人加えて新体制にて本格始動していければと考えております。引き続き、ニューズレターをよろしく願います。……………(8)